

後見センターレポート vol.22 (令和2年1月)



かーくん

成年後見監督人の選任について

前号 (vol.21) では成年後見人の選任についてご紹介しましたが、引き続き、後見監督人の選任について、ご紹介します。

1 最高裁と専門職団体との議論の状況 ～後見監督人に期待される役割～

最高裁判所と専門職団体との間では、専門職後見監督人に期待される役割についても、平成31年頃から意見交換が行われ、最高裁判所から、専門職団体との間で基本的な考え方が共有されたとして、令和元年8月、全国の家庭裁判所にその内容が情報提供されました。

★専門職後見監督人に期待される役割★

専門職後見監督人には、「不正防止の観点」のみならず、より広く不適切な後見事務を防止するため、「後見人を支援する観点」から、後見監督事務を通じて、指導・助言・相談対応を行うという役割が期待される。

(監督人による指導、助言、相談対応の例)

- ・金融機関に対する財産調査の方法、後見人として必要な届出、保険金請求の方法などについて
- ・ご本人が利用可能な行政サービスや転居先の選択などについて
- ・後見人の家庭裁判所に対する報告書の作成方法について

2 東京家庭裁判所後見センターの運用

成年後見（法定後見）の場合に、後見監督人が選任されるかどうかは、事案ごとに裁判所が判断します。後見監督人が法定後見の全ての事案で選任されるわけではありません。後見監督人選任の必要性が高いと判断されるケースは、主に、①流動資産が多い場合、又は、②後見人による後見事務の遂行に関して、専門職の支援を受けることが望ましい場合です。いったん後見が開始した後、こうした必要性に応じて、後見監督人が新たに選任されることもあれば、逆に、後見監督人の辞任が認められることもあります。なお、東京家裁では、後見監督人には、後見人の知人等ではなく、第三者の専門職を選任しています。

Q 流動資産が多い場合は、必ず後見監督人が選任されるのですか？

国の基本計画では、不正防止の徹底の必要性が改めて指摘されています。

東京家庭裁判所後見センターでは、従来から、成年後見人が管理するご本人の流動資産額が概ね1000万円以上となる場合、原則として、専門職後見監督人を選任する方針としており、現在も方針変更はありません。ただし、流動資産額が高額であるケースのうち、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用に適する案件で、実際にこれらを利用し、成年後見人の手元で管理するお金を100万円から500万円程度に設定したような場合は、後見監督人を選任しないケースも多く存在します（そのような場合であっても、専門職の支援を受ける必要があるときは、後見監督人を選任することもあります。）。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金については、後見センターレポート Vol.20 もご参照ください。